

【大会開催事業費補助金について】

●申請時に必要な書類（当該大会の2週間前までに申請が必要）

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・大会開催要項
- ・大会役員及び選手等宿泊(予定)先一覧（岩手県大会は省略可）
- ・振込先の口座番号（通帳の写し）

●請求時に必要な書類（大会終了後に請求）

- ・補助金交付請求書
- ・事業実績書
- ・収支精算書
- ・補助金交付決定通知書の写し
- ・大会プログラム
- ・大会結果
- ・大会経費の領収書の写し
- ・宿泊証明書（岩手県大会は省略可）

※市内の宿泊施設に宿泊した大会関係者(役員、選手・監督・コーチ等)について、当該宿泊施設より、記載・押印いただき、証明をいただいでください。

※宿泊証明書における宿泊者数が、補助金交付基準に満たない場合は、補助金減額の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

- ・委任状：申請者と振込口座の名義人が異なる場合に必要（同一人物であっても、振込指定口座の名義人が、団体の代表者ではなく、個人名義の場合も必要。なお、委任状の申請月日は、補助金交付決定通知書の日付以降で請求書と同じ日付で記載。）

●決定通知後の補助金額変更に必要な書類

- ・事業計画変更（中止、廃止）承認申請書
- ・事業計画変更書 ※変更理由を明確に記載のこと
- ・収支予算変更書
- ・補助金交付決定通知書の写し